

第 16 回平川市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 5 年 5 月 16 日（火） 13 時 55 分～14 時 22 分

2 開催場所 平川市役所 4 階 大会議室 2

3 出席農業委員（15 名）

1 番委員	三浦 勝志	2 番委員	齋藤 美也子	4 番委員	古川 榮
5 番委員	工藤 守	6 番委員	高井 美奈子	7 番委員	今井 文雄
9 番委員	花田 良造	10 番委員	工藤 正	11 番委員	丹代 純嗣
12 番委員	葛西 雅博	13 番委員	今井 龍美	14 番委員	柴田 博明
15 番委員	桑田 久毅	18 番委員	山口 知治	19 番委員	長尾 浩

4 欠席農業委員（4 名）

3 番委員	對馬 忠法	8 番委員	大川 哲彌	16 番委員	小山内 知寛
17 番委員	三浦 良孝				

5 出席農地利用最適化推進委員【調査員】（7 名）

平賀-1	赤平 和総	平賀-3	七戸 茂春	平賀-4	齊藤 嗣郎
平賀-5	谷川 一雄	尾上-1	小野 良	尾上-2	葛西 均
碓ヶ関	平山 純一				

6 欠席農地利用最適化推進委員（1 名）

平賀-2	阿部 功				
------	------	--	--	--	--

7 出席事務局職員（4 名）

事務局長	小笠原 健	事務局長補佐	佐藤 満徳	主査	谷川 智也
会計年度任用職員	宇野 美穂				

8 議事日程等

第 1 議事録署名者の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案審議

議案第 62 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について

議案第 63 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について

議案第 64 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について

- 議案第 65 号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 66 号 農地利用配分計画（案）に対する意見について
- 報告第 45 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
- 報告第 46 号 使用貸借合意解約書の受理について
- 報告第 47 号 市街化区域内農地の転用届出の受理について

9 会議の概要

あいさつ

(省略)

農業委員会憲章
唱和（委員全
員）

(省略)

【開会 13 時 58 分】

議長（今井龍
美）

これより、第 16 回総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は、19 名中 15 名です。
定足数に達しておりますので会議は成立いたします。
議事録署名者の指名について、議長より指名することにご異議
ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議ないものと認め、議長より指名いたします。
14 番柴田委員、15 番桑田委員の両名にお願いいたします。

議長

次に、会期についてお諮りいたします。
会期を本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議ございませ
んか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議ないものと認め、会期は本日 1 日間と決定いたします。
議案説明のため、小笠原事務局長、佐藤事務局長補佐、谷川主
査の出席を求めました。書記には、佐藤事務局長補佐を採用いた
します。
それでは議案審議に入ります。本日の議案は、お手元に配付し
てある議案第 62 号から議案第 66 号までの 5 件、ほかに報告が 3
件でございます。
議案審議に入る前にお伝えいたします。

谷川主査

これまで通り暫くの間、新型コロナウイルス感染症対策として、現地調査の報告ならびに補足説明を省略し、担当した委員の方から特に問題点等がなければ、そのまま採決をとりたいと思います。

はじめに、議案第 62 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

説明に入る前に、議案の差し替えと訂正をお願いいたします。

まずは、差し替えであります。5 ページの 92 番において、筆数が 2 筆表示しておりますが、正しくは 4 筆ございまして、その差替え版として、皆様のお手元に 5 ページと書かれた一枚を配布しております。こちらに差し替えたものとして、ご覧ください。

次に、訂正です。35 ページをご覧ください。75 番の解約の理由ですが、法人に貸付し直すため、としておりますが、正しくは法人に売買するためです。

申し訳ありません。

それでは、1 ページをご覧ください。

議案第 62 号農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について、農地法施行令第 1 条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 1 農地法第 3 条調査書、別添 2 売買価格一覧と合わせて、2 ページをご覧ください。

所有権移転について、81 番から 86 番は経営拡大、87 番は耕作便利、88 番および 89 番は交換、90 番は新規就農、91 番および 92 番は贈与によるものです。

件数は 12 件、面積 24,428 平方メートル、田 2 筆 1,910 平方メートル、畑 21 筆 22,518 平方メートルとなっています。

次に、6 ページの賃貸借権設定について、117 番から 8 ページの 123 番までは経営拡大、124 番および 125 番は貸付人の要望、126 番および 127 番は新規就農、128 番は基盤法から 3 条への切り替えによる再設定です。

件数は 12 件、面積 72,435 平方メートル、田 30 筆 49,471 平方メートル、畑 18 筆 22,964 平方メートルとなっています。

次に、12 ページの使用貸借権設定については、親からの経営継承によるものです。

件数は 1 件、面積 9,494 平方メートル、畑 3 筆となっております。

今回、申請のあった案件については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

そのほか現地調査を担当した農業委員の方で、疑問点等がある方がおりましたらお願いします。

ございませんか。

議長

それでは、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり許可相当と決定いたします。

次に、議案第 63 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

13 ページをご覧ください。

議案第 63 号農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について、農地法第 4 条第 2 項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

総会資料と別に配布しております、別添 3 の農地転用許可基準説明書と合わせて、14 ページをご覧ください。

こちらの申請地は 15 ページのとおり、大坊小学校から東へ約 700 メートルに位置します。土地利用計画は 16 ページのとおり、農家住宅の建築です。

ご覧のとおり、2 筆にまたがって建てるもので、南側の土地は所有者の名義が異なるため、5 条による農地転用申請が必要となります。

したがって、次の議案でもご説明いたしますので、今は省略いたします。農地区分は別添 3 の 1 にあるとおりで、8 の総合意見として、許可できる要件を満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査に立ち会いました 9 番花田委員、4 番古川委員、疑問点等がございましたらお願いします。

担当委員

ありません。

議長

それでは、議案第 63 号について、質疑、ご意見を求めます。
何かございませんか。

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第 64 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

17 ページをご覧ください。

議案第 64 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について、農地法第 5 条第 3 項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

18 ページをご覧ください。

16 番の申請地は先ほどの議案でもご説明したとおり、大坊小学校から東へ約 700 メートルに位置します。

20 ページのとおり、南側の土地が 5 条による転用部分です。

17 番の申請地は 21 ページのとおり、竹館小学校から南東へ約 3.7 キロメートルに位置します。土地利用計画は 22 ページのとおりで、砂利の採取です。

申請者は申請地の隣地において、岩石採取事業を行っております。令和 2 年に一時転用の申請を受けていますが、3 年間の期間満了をむかえるため更新するものです。

なお、採取事業を行うには、農地法のほかに県による採石法第 33 条に基づく採取計画の認可が必要であり、令和 2 年の転用許可と同時に認可されております。

農地区分は別添 3 の 1 にあるとおりで、8 の総合意見として、許可できる要件を満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査に立ち会いました、9 番花田委員、4 番古川委員、疑問点等がありましたらお願いします。

担当委員	ありません。
議長	それでは、議案第 64 号について、質疑、ご意見を求めます。 何か、ございませんか。
18 番山口委員	はい。
議長	山口委員。
18 番山口委員	18 番山口です。5 条許可申請の 16 番ですが、本人は農家をやっているのか。
事務局長	はい。農業をやっております。
18 番山口委員	土地の贈与とかは考えなかったのか。
事務局長	贈与と言いますと。
18 番山口委員	家を建てる時に申請者の方から贈与とかは考えなかったのか。 何か理由があったのか。
谷川主査	土地の転用申請があがるときに、土地の名義を父の名前、建てる時に子供の名前を農地の名義としてあがってきたので、一応確認は取れております。親の名義のままでよろしいですよと確認は取っておりますので、そこは間違いないと思います。
18 番山口委員	住宅は申請者のものなのか。
谷川主査	農家住宅の名義は子供の名義で建てると聞いております。
18 番山口委員	わかりました。
議長	他になにかございませんか。
議長	ないようですので、原案のとおり決定することに、ご意義ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第 65 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

23 ページをご覧ください。

議案第 65 号農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定により、なお従前の例によることとされる同法第 1 条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり農地利用集積計画を定めるため審議を求めるものです。

24 ページをご覧ください。所有権移転については、すべて経営拡大による売買です。

件数は 15 件、面積 32,370 平方メートルで、田 14 筆 17,241 平方メートル、畑 25 筆 15,032 平方メートル、宅地、登記地目は田 2 筆 97 平方メートルです。

なお、宅地については、農業用施設用地として生産組合の格納庫が建っているところです。

また、売買価格については、別添 4 のとおりです。

次に、29 ページ利用権設定について、すべて経営拡大によるもので、31 ページの 46 番は農地中間管理事業による一括方式の利用権設定となっております。

件数は 8 件、面積 30,057 平方メートルで、田 19 筆 24,073 平方メートル、畑 3 筆 5,984 平方メートルです。

今回、申請のあった案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

農用地利用調整会議に出席されました 14 番柴田委員、15 番桑田委員、疑問点等がありましたら、お願いします。

担当委員

ありません。

議長

それでは、質疑、ご意見を求めます。
何か、ございませんか。

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第 66 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

32 ページをご覧ください。

議案第 66 号農用地利用配分計画(案)に対する意見について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定により、なお従前の例によることとされる同法第 1 条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり農地利用集積計画(案)を定めるため審議を求めるものです。

33 ページをご覧ください。

こちらは再配分というもので、当時平成 28 年 11 月から令和 8 年 9 月までの約 10 年の使用貸借として、農業支援センターを通じての契約がありました。

しかしながら、その借りていた方が都合により解約されたため、今回の借受人が借り受けることとなったため、農業支援センターから意見を求められたものです。

契約内容で変更があったのは、借受人が変わったことのみで、他の内容は当初と変わっておりません。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。それでは質疑、ご意見を求めます。

何かございませんか。

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
次に、報告 3 件を一括して、事務局に説明を求めます。

谷川主査

34 ページをご覧ください。

報告第 45 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するもの

です。

別添 5 関連案件一覧と合わせて、35 ページをご覧ください。

今回の届出事由は、72 番は他者へ貸付するため、73 番は他者へ売買するため、74 番は借受け人へ売買するため、75 番は法人へ売買するため、76 番は贈与により、それぞれ解約するものです。

件数は 5 件、面積 12,965 平方メートルで、田 3 筆 3,159 平方メートル、畑 7 筆 9,806 平方メートルです。

続いて 37 ページをご覧ください。

報告第 46 号使用貸借合意解約書の受理について、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告するものです。

38 ページをご覧ください。

今回の届出事由は、27 番および 28 番は他者へ売買するため、29 番および 30 番は他者へ貸借するため、それぞれ解約するものです。

件数は 4 件、面積 15,403 平方メートルで、田 7 筆 11,091 平方メートル、畑 6 筆 4,312 平方メートルです。

続いて、40 ページをご覧ください。

報告第 47 号市街化区域内農地の転用届出の受理について、農地法施行令第 3 条第 2 項及び第 10 条第 2 項の規定により、別紙のとおり市街化区域内農地の転用届出を受理し、その旨通知したので、報告するものです。

41 ページをご覧ください。

今回の届出地は 42 ページのとおり、尾上総合高校から南東へ約 300 メートルに位置するところです。土地利用計画は 43 ページのとおり、隣地の宅地と一体的に活用するものです。

議長

報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたらお願いします。

何か、ございませんか。

議長

ないようですので、以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたしました。

よって、第 16 回総会を閉会いたします。

【閉会 14 時 22 分】